

**【令和8年度】**

# 一般財団法人北野財団 奨学生募集要項

# 財団および奨学金の概要

## 財団概要

名称	一般財団法人北野財団
設立の目的	経済的理由で就学が困難となっている学生の支援及び文化団体やスポーツ競技団体等への助成等を通じて学術・文化・スポーツ活動の発展に寄与する
設立会社	北野建設株式会社
代表理事	北野 貴裕
設立	平成31年2月27日
事業内容	1) 学生に対する奨学金の無償給付 2) 学術・文化及びスポーツ競技団体等への助成 3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 奨学金概要

名称	一般財団法人北野財団奨学金
目的	日本国内の高等専門学校・大学・大学院に在籍する学生で、理工系の学部・学科(主に土木・建築・都市計画及び機電関連の学部・学科)で学ぶ学生のうち、経済的理由で就学が困難となっている学生へ奨学金給付を通じて、有為な人材の育成に寄与する
対象	1) 高等専門学校生(本科4~5年、専攻科) 2) 大学生(2~4年) 3) 大学院生(修士課程)
特徴	・ 当財団の奨学金に返還の義務はありません ・ 当財団の設立会社等への入社などの付帯義務を負うものではありません ・ 他団体の奨学金との併給も可能とします

## 奨学金の募集内容-1/2

<b>新規採用 予定人数</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本国内の高等専門学校(本科4～5年、専攻科)・大学(2年～4年)・大学院(修士課程)に在籍し、理工系の学部・学科(主に土木・建築・都市計画及び機電関連の学部・学科)で学ぶ学生 合計25名程度</li> </ul>																	
<b>奨学金の 給付月額 及び期間</b>	<table border="1" data-bbox="410 339 1974 594"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>給付月額</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等専門学校生(本科4～5年)</td> <td>30,000円</td> <td>令和8年4月より最長令和10年3月まで(正規の最短修業期間)</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校生(専攻科)</td> <td>30,000円</td> <td>令和8年4月より最長令和10年3月まで(正規の最短修業期間)</td> </tr> <tr> <td>大学生(2～4年)</td> <td>30,000円</td> <td>令和8年4月より最長令和11年3月まで(正規の最短修業期間)</td> </tr> <tr> <td>大学院生(修士課程)</td> <td>30,000円</td> <td>令和8年4月より最長令和10年3月まで(正規の最短修業期間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新規採用の場合は、令和8年7月に令和8年4月から遡及して、令和8年4月～令和8年7月の4か月分を支給します。          ※ 以降は、原則3か月に1回支給します。</p>			対象	給付月額	期間	高等専門学校生(本科4～5年)	30,000円	令和8年4月より最長令和10年3月まで(正規の最短修業期間)	高等専門学校生(専攻科)	30,000円	令和8年4月より最長令和10年3月まで(正規の最短修業期間)	大学生(2～4年)	30,000円	令和8年4月より最長令和11年3月まで(正規の最短修業期間)	大学院生(修士課程)	30,000円	令和8年4月より最長令和10年3月まで(正規の最短修業期間)
対象	給付月額	期間																
高等専門学校生(本科4～5年)	30,000円	令和8年4月より最長令和10年3月まで(正規の最短修業期間)																
高等専門学校生(専攻科)	30,000円	令和8年4月より最長令和10年3月まで(正規の最短修業期間)																
大学生(2～4年)	30,000円	令和8年4月より最長令和11年3月まで(正規の最短修業期間)																
大学院生(修士課程)	30,000円	令和8年4月より最長令和10年3月まで(正規の最短修業期間)																
<b>採用基準</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本国内の高等専門学校・大学・大学院に在籍し、理工系の学部・学科(主に土木・建築・都市計画及び機電関連の学部・学科)で学ぶ学生(留学生含む)</li> <li>■ 出願する年度の4月現在、高等専門学校(本科4～5年、専攻科)、大学(2～4年)、大学院修士課程に在学する学生</li> <li>■ 令和8年4月1日時点で、原則として高等専門学校生は満23歳以下、大学生は満23歳以下、大学院生は満28歳以下であること</li> <li>■ 成績要件及び収入要件を満たしていること(※1)</li> <li>■ 在学する学校長、学長、研究科・専攻長、指導教官等の推薦する者</li> <li>■ 学費の支弁が困難と認められる者</li> <li>■ 心身ともに優れている者</li> </ul> <p>※1 成績要件、収入要件は次ページに記載</p>																	
<b>奨学生の義務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 奨学生は、次年度の奨学金給付のために毎年度末に学業成績表、家計支持者の収入を証明する書類及び在学証明書等を理事長あてに提出する必要があります</li> <li>■ 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります</li> <li>■ 奨学生は、奨学金給付後も当財団の定めた書類を期日までに提出する必要があります</li> <li>■ 成績不良、操行不良等、当財団奨学金給付規程に定める場合には、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります</li> </ul>																	

## 奨学金の募集内容-2/2(成績要件及び収入要件)

対象	成績要件	収入要件
<b>高等専門学校生</b> (本科4～5年、専攻科)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則、前年度までの平均席次が10.0位以内                [本科4年生]1年生～3年生分の平均席次が10.0位以内                [本科5年生]1年生～4年生分の平均席次が10.0位以内                [専攻科1年生]1年生～5年生分の平均席次が10.0位以内                [専攻科2年生]1年生～5年生分に加え、専攻科1年生の平均席次が10.0位以内                ※平均席次は、小数点第2位四捨五入し10.0位以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 目安となる家計収入の上限は以下の通り               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与収入世帯の場合： 世帯合計収入800万円未満</li> <li>● 給与収入以外の世帯： 自営業などその他収入400万円未満</li> </ul> </li> <li>※ 収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮する</li> </ul>
<b>大学生</b> (2～4年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則、前年度までの成績(GPA(Great Point Average))が3.00以上                [2年生]前年度1年間(1年生)のGPAの標準が3.00以上                [3年生]1年生～2年生分の累計GPAの標準が3.00以上                [4年生]1年生～3年生分の累計GPAの標準が3.00以上</li> </ul>	
<b>大学院生</b> (修士課程)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則、前年度までの成績(GPA(Great Point Average))が3.00以上                [修士1年生]学部生1年生～4年生分の累計GPAの標準が3.00以上                [修士2年生]学部生1年生～4年生に加え、修士1年生の累計GPAの標準が3.00以上</li> </ul>	

# 提出書類および選考

## 提出書類

- 提出書類
  - ① 奨学生願書(所定様式による)
  - ② 写真(たて4cm×よこ3cmで裏面に記名の上、①の奨学生願書に貼付)
  - ③ 研究計画書またはゼミや授業で取り組んでいること(所定の用紙に記載のこと。5枚以内)
  - ④ 収入(年収額)を証明する書類(源泉徴収票、確定申告、あるいは所属市区町村発行の所得証明の写で可)
  - ⑤ 在学証明書
  - ⑥ 学業成績証明書(GPAもしくは席次が記載されているもの。GPAが証明書に記載していない場合は、「その他、GPAの算出について」をもとにして願書「GPA」記載欄に応募者がGPAを計算し記載すること)
  - ⑦ 推薦書(1通。学長、研究科・専攻長、指導教官)のうちいずれか1名により書かれたもの。また学校指定のものが存在する場合はそれを使用)

\* 上記書類は、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめてご提出ください
- 提出期限
 

令和8年5月15日(金)までに[必着]にてご提出願います

\* 申請者ご本人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません。必ず大学を通じてご連絡・応募ください

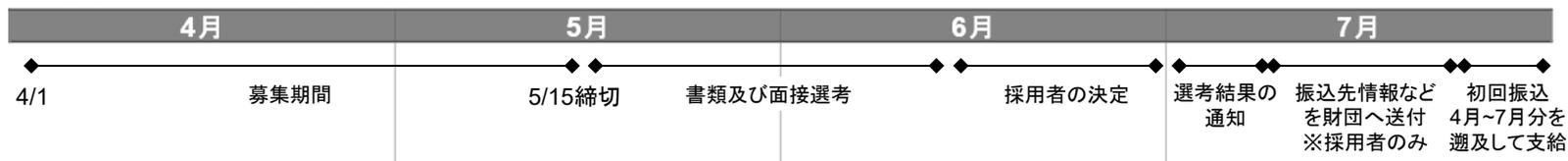
\* 申請書の電子データが必要な場合は、<http://www.kitano-foundation.or.jp/>にアクセスしてください
- 書類提出先・問合せ先
 

〒104-8116 東京都中央区銀座1丁目9-2 一般財団法人北野財団事務局(事務局 谷本)

[scholarship@kitano-foundation.or.jp](mailto:scholarship@kitano-foundation.or.jp)

## 選考

- 選考
  - 書類選考及び面接(書類選考通過者)により総合的に勘案し決定します
  - 奨学生の可否通知は、令和8年7月中旬以降に大学及び本人宛に送付します
- 選考スケジュール(令和8年度)



- ※ 奨学生に決定した方に対しては、4月から奨学金の給付を行います。応募書類は返却しません
- ※ 募集要項に記載された内容以外は、当財団奨学金給付規程の定めに基づきます
- ※ 奨学金は、当財団指定銀行の口座に振込みます。指定銀行及び口座については奨学金給付採用者に対して改めてご連絡致します

# その他

## 個人情報に関する取り組み

- 提供された個人情報は、「一般財団法人北野財団個人情報保護方針」に従い適切に管理します
- 提供された個人情報は、当財団において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他当法人の目的を達成するために必要な範囲内で利用します
- 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、当法人は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます
- 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください  
一般財団法人北野財団事務局(事務局 谷本)  
〒104-8116 東京都中央区銀座1丁目9-2  
scholarship@kitano-foundation.or.jp

## GPAの算出について

- 在学大学が5段階評価か4段階評価かに応じて、表1の対応関係をもとに自身の大学の評価をGPに換算し下記の通りGPAを算出すること
- GPAの算出方法  
$$GPA = \{ (4 \times \text{GP相当の単位数}) + (3 \times \text{GP3相当の単位数}) + (2 \times \text{GP2相当の単位数}) + (1 \times \text{GP1相当の単位数}) + (0 \times \text{GP0相当の単位数}) \} / \text{総単位数(全科目の単位の合計)}$$
- 合否判定のみの科目は算定から除外すること

評価とGP(グレードポイント)の対応関係

5段階評価の場合

評価の例	S	A	B	C	F	(点) (ポイント)
	A+	A	B	C	F	
	秀	優	良	可	不可	
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0	(点)
GP	4	3	2	1	0	(ポイント)

4段階評価の場合

評価の例	A	B	C	---	F	(点) (ポイント)
	優	良	可	---	不可	
点数	100-80	79-70	69-60	---	59-0	(点)
GP	4	3	2	1	0	(ポイント)